

# 前橋市立敷島小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止基本方針策定にあたって

### (1) 敷島小学校の基本的な考え方や方針等


- ①全ての児童とその家庭や本校職員が、「いじめはどの学校にも、そしてどの学年・学級にも、またどの児童にも起こり得る」という共通した認識をもとに、「いじめを絶対に許さない学校づくり」を進める。
- ②いじめ防止に関わる各種対策により、本校児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に安心して主体的に取り組むことができるようにする。

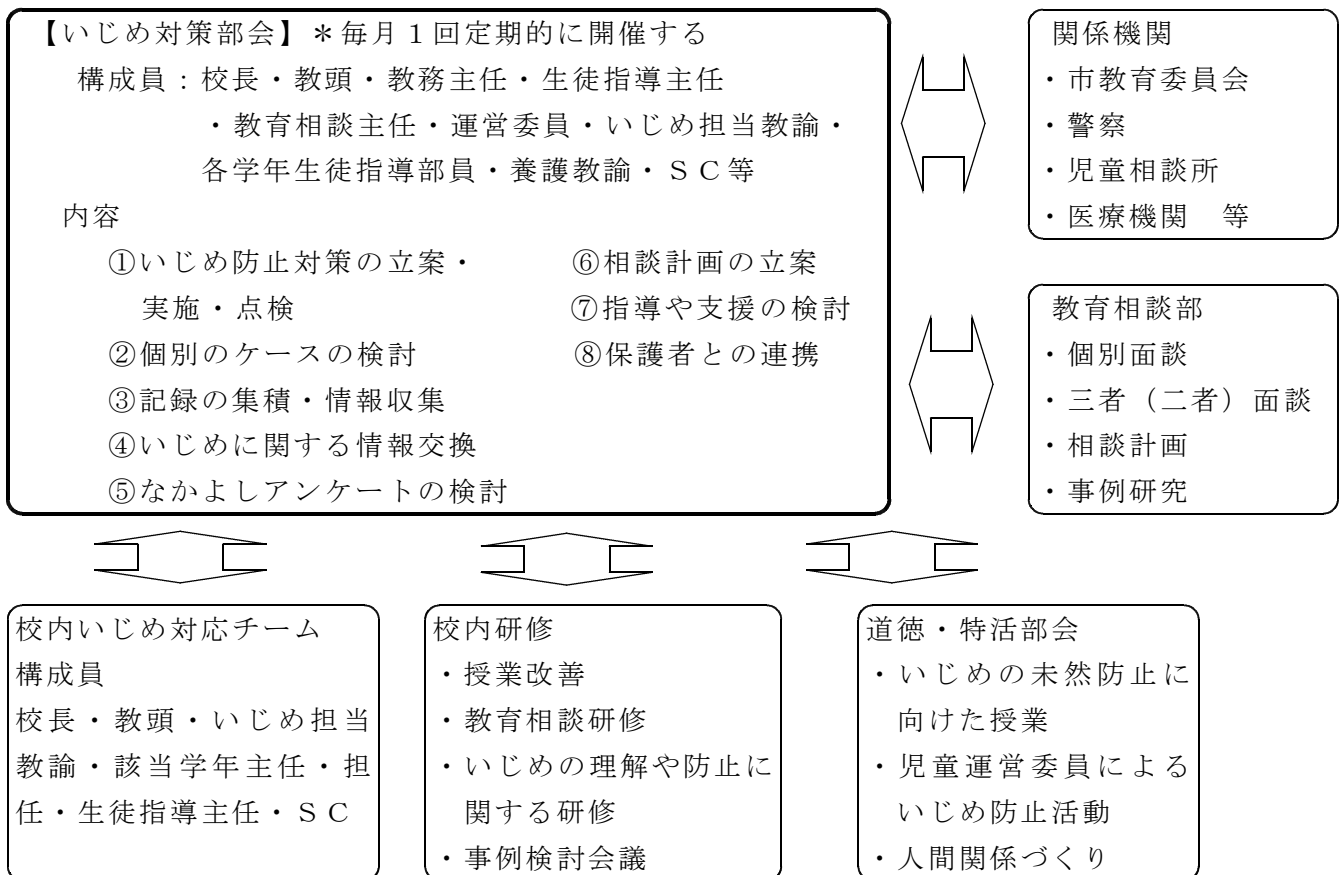
### (2) めざす児童像

- ・いじめをしないように自分で考え、判断し、思いやりのある行動ができる児童
- ・いじめを見逃さない、たくましい心をもつ児童
- ・いじめをしない、自分と仲間を大切にすあたたかい心をもつ児童

## 2 組織及び校内体制について

組織構造図

 は連絡・報告



○本対策部は、運営委員会と同時開催する「生徒指導対策部会」で話し合いがされ、その内容を校内LAN等を利用して職員に周知することで、構成員同士の情報の共有化を図る。

### 3 いじめの未然防止

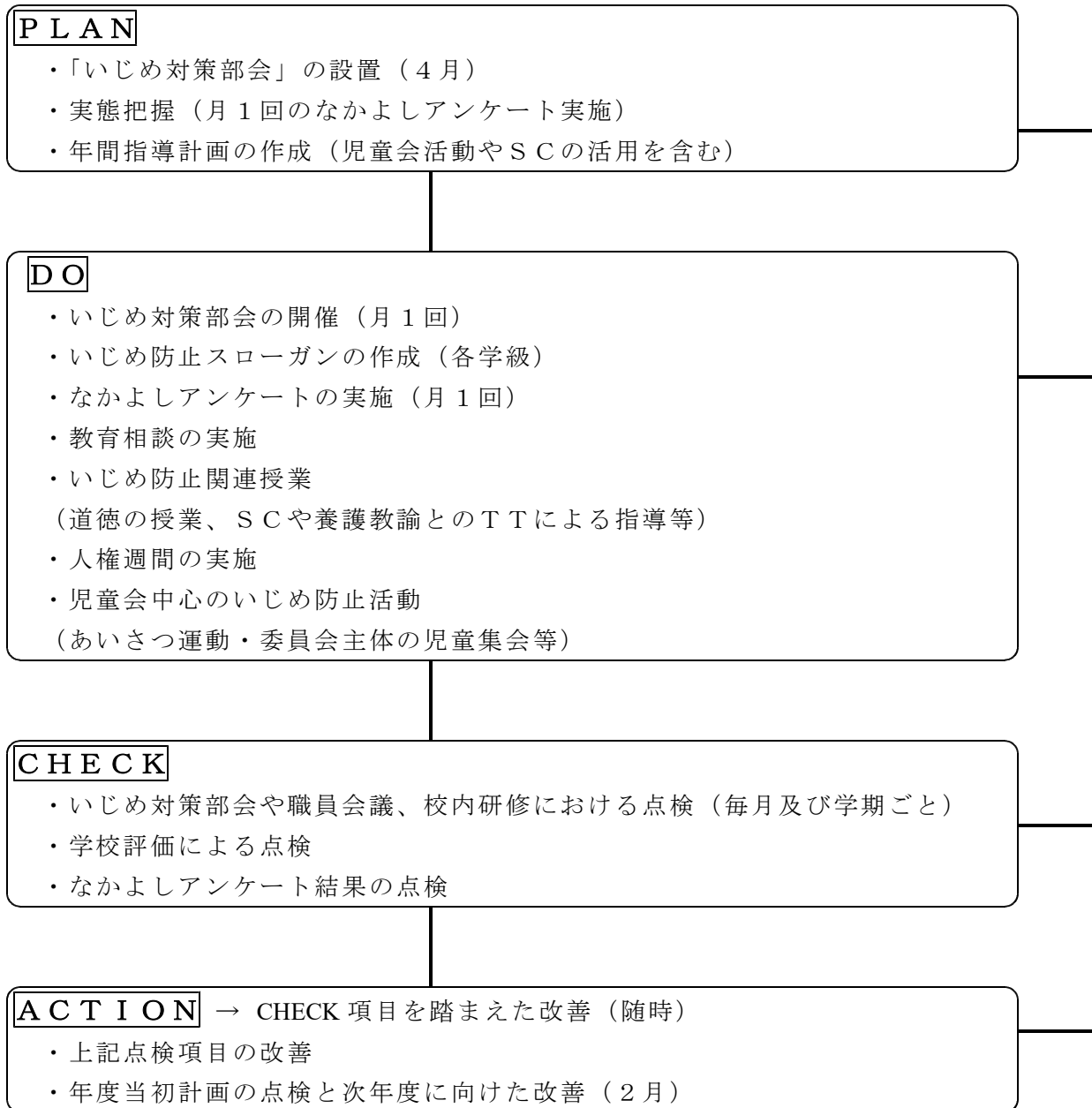
#### (1) 基本方針

本校は「七つの心」という考え方をもとに、人間尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、以下の方針のもと、児童の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- 学級や学校をどの児童にも安心でき自己存在感や充実感が感じられる場所になる「居場所づくり」に努める
- 児童が共同的な活動を通して、自ら「絆」を感じ取り、紡いでいく「絆づくり」に努める
- 上記の取り組みを通して、自他を認める気持ちを十分に意識させ、「いじめの未然防止」につなげる。

#### (2) 指導計画・研修計画

##### <敷島小学校「いじめ防止」年間計画:PDCA>



\* 適宜、振り返り・改善が行われる。

## (別添)全体計画

### (3) 保護者・地域との連携

- ・地域行事に児童が地域の一員として、積極的に鼓笛・合唱などに参加をすることにより、地域の一員として自覚をし、それぞれに自己有用感をもたせる。また、地域との交流を意図的に意識させることにより、地域の人とともに相互理解が得られるようにする。

### (4) 校内研修

- ・集団における良好な人間関係を構築するため、特別支援教育に関する研修やグループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング等の指導法を研修する。また、校内の実態に即した事例を話し合う機会を設け、教師の対応力を高める。

## 4 いじめの早期発見

### (1) 基本方針

いじめは見えるところはもちろん、大人の目の届きにくいところでも発生しており、学校組織として早期発見に取り組むことの必要性を共有し、家庭・地域と協力して全力で実態把握に努める。

### (2) 児童のささいな変化に気づくための取組

- ①日常生活の見取り
- ②なかよしアンケート（月1回程度）
- ③教育相談（定期・適宜）
- ④保護者・地域との日常的な連携
- ⑤少人数指導や専科担当教諭、養護教諭等との教師間の情報交換

### (3) 情報を確実に共有するための取組・対応方針の立案・実施

いじめ対応チームで関係学級・学年から情報を聞き取り把握して、いじめ対策部会で検討し、速やかに臨時職員会を開き、教職員の共通理解を図ると共に、対応の方針について共通理解を図る。

## 5 いじめへの対応

### (1) 基本方針

- ①学校を挙げていじめ防止に取り組んでいても、いじめは起こり得るという考えのもと対応の充実を図る。
- ②いじめの早期発見のための定期的な調査を実施する。
- ③いじめが犯罪行為として取り扱われるものと認める時は、所轄警察署と連携して対処する。特に、児童の身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請する。
- ④在籍する児童がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無の確認をし、その結果を教育委員会に報告する。
- ⑤いじめを確認した際には、いじめをやめさせ、再発を防止するため、専門的な知識を有する者（市教委・支援センター・児童相談所等）の協力を得つつ、いじめを受けた児童や保護者に対する支援を行う。また、いじめを行った児童及びその保護者に対する指導・助言を継続的に行い、いじめの解消を確認する。
- ⑥いじめを行った児童については、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童のみならず他の児童が安心して教育を受けられるようにする

ための措置を講じることがある。

- ⑦いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者から考えや話をよく聞き、対応するように配慮する。
- ⑧校長及び教員は、いじめを行っている児童に対して、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える場合がある。
- ⑨客観的な事実に基づいた記録を残し、指導に反映させる。
- ⑩児童会の委員会等で出された児童の意見を学校いじめ防止基本方針に反映させる。

## 6 その他

### (1) 評価と改善

月1回のいじめ対策部会で定期的にチェックを行うとともに、学期末の部会においては学期ごとの評価・振り返りを行い、いじめ防止活動の改善を図る。

### (2) 保護者・地域への情報発信と啓発活動について

- ・学校ホームページや学校だより、学級通信を通して適切な情報提供を行うとともに、家庭訪問や教育相談などを通して、保護者からの確に情報を収集する。
- ・学級懇談会等で児童が主体的に取り組んでいるいじめ防止活動について報告する。
- ・市教委等と連携して「ネット上のいじめ等、児童の身近に迫る危険について」携帯インターネット教室を開催する。(3年生以上対象)